平成２４年（フ）第２２６号
鹿児島県鹿児島市吉野町5745番地15
債務者　内村洸太郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４号
京都府与謝郡与謝野町字四辻1045番地
債務者　加畑進一郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１２７号
奈良市中山町1774番地の20
債務者　片岡　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７２号
奈良県桜井市大字西之宮５番地
債務者　西谷　里美（旧姓西峯）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１８号
徳島県板野郡北島町中村字本須72番地２　竹内マンション401号、旧住所徳島県鳴門市大津町徳長字川向東ノ越31番地６
債務者　岸本あけみ
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
徳島県阿波市市場町香美字西原124番地１ル・タン・キャルム203、旧住所徳島県吉野川市鴨島町山路654番地15
債務者　古本　　智
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
長崎県対馬市厳原町南室197番地２、前住所長崎県対馬市厳原町久田614番地２
債務者　村田　元良
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
大分県臼杵市大字臼杵174番地の１
債務者　柴原　直弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７７号
大分市大字杉原699番地の246
債務者　後藤　康弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２３号
大分市大字神崎688番地
債務者　福岡智恵美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５９号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇176番地　アラカキ建設アパート402
債務者　新垣　栄子（旧姓與座）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３１７号
長崎県佐世保市花園町８番19号、旧住所長崎県長崎市浜町２番17号　401
債務者　山本　祐輔
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
青森市桜川２丁目10番13号
債務者　中村　隆一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３０号
愛知県半田市中島町36番地、従前の住所岐阜県海津市南濃町田鶴734―３
債務者　伊藤　道歳
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３１号
愛知県半田市中島町36番地、従前の住所岐阜県海津市南濃町田鶴734―３
債務者　伊藤　　恵
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
青森県八戸市大字妙字野場53番地５　サンハイツＤ、前住所青森県八戸市大字妙字坂中６番地８
債務者　松坂　正彦
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
青森県八戸市大字妙字野場53番地５　サンハイツＤ、前住所青森県八戸市大字妙字坂中６番地８
債務者　松坂智恵子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係